

# 道の駅みかも亭市民ギャラリー 利用マニュアル



オープン記念写真展(平成30年3月)



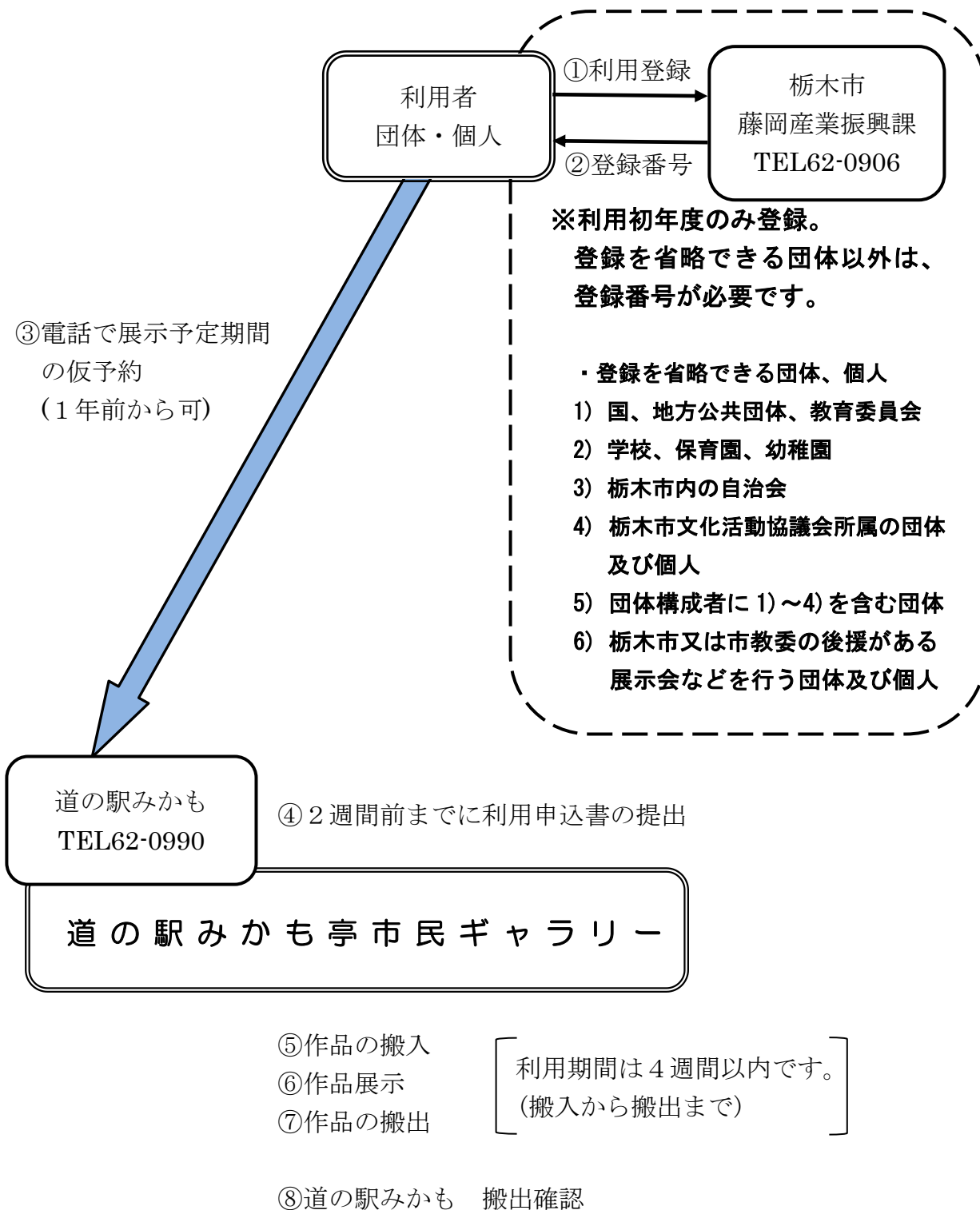
栃木市産業振興部藤岡産業振興課  
道の駅みかも

平成30年3月版

## 目 次

	ページ
1 利用の流れ	1
2 利用マニュアル	2
3 仕様	4
4 平面図	5
5 登録申請書	6
6 利用申込書	7
7 道の駅みかも条例	8
8 道の駅みかも条例施行規則	1 2
9 質疑応答集	1 5

## 道の駅みかも亭市民ギャラリー利用の流れ



## 道の駅みかも亭市民ギャラリー利用マニュアル

### (趣旨)

第1 道の駅みかも亭市民ギャラリーは、ギャラリーの展示がみかも亭を利用する方々の心身の癒しとなることと、出品する地域の人々の文化活動の向上を目指して整備したものです。

道の駅みかも亭市民ギャラリーを円滑かつ活発に利用出来るようこのマニュアルを定めます。

### (利用の制限)

第2 次の事項に該当する場合は、利用登録と利用をお断りします。

- 1) 営利、政治、宗教活動などを目的とした作品
- 2) 反社会的勢力等に関わる者及び団体
- 3) 公序良俗に反すると認められるとき。
- 4) その他管理運営上支障があると認められるとき。

### (利用料金)

第3 利用料金は無料です。ただし、既設の照明設備以外の費用が生じるときは、負担していただく場合があります。

### (利用期間、時間)

第4 利用期間は4週間以内とします。ただし、利用を希望している者が多くいるときは利用期間を調整する場合があります。

なお、利用時間は午前9時から午後5時までです。

### (利用登録)

第5 利用をする方は、利用登録申請書(別紙1)により栃木市(産業振興部藤岡産業振興課)に利用登録の申請をしてください。登録は年度内有効とし利用者から取り消しの申し出又は市の取り消しが無い限り翌年度以降も継続して有効とします。ただし、次の団体等は利用登録を省略することができるものとします。

- 1) 国、地方公共団体及び教育委員会
- 2) 学校、保育園、幼稚園
- 3) 栃木市内の自治会
- 4) 栃木市文化活動協議会所属の団体及び個人
- 5) 団体構成者に1)～4)を含む団体
- 6) 栃木市又は栃木市教育委員会の後援がある展示会などを行う団体及び個人

2 栃木市は利用登録の承認をした団体及び個人に登録番号を発行します。

(利用申込みの方法)

第6 事前に「道の駅みかも」(電話番号62-0990)に電話連絡のうえ、利用申込書(別紙2)に必要事項を記入し利用開始日の2週間前までに「道の駅みかも」に提出してください。なお、電話は1年前の利用開始応答日から受け付けます。

(作品の管理)

第7 作品の管理は利用者の責任でお願いします。展示中の作品に、火災、地震、盗難その他の不慮の事故による損失、破損などが生じた場合、栃木市及び「道の駅みかも」は責任の一切を負いません。

(搬入・搬出)

第8 作品の搬入・搬出は利用者の責任で行ってください。また、搬入・搬出に係る費用は利用者の負担とします。なお、搬出終了時に「道の駅みかも」職員の確認を受けてください。

(賠償責任)

第9 利用者は建物、設備や備品などを破損したときは、速やかに「道の駅みかも」職員に連絡しその状態を確認してもらってください。

補修、補充が必要となるときはその費用を負担していただく場合があります。

(その他)

第10

- 1) みかも亭が貸切利用になるときは、一般の方の入場ができない場合があります。
- 2) 利用承認の譲渡または転貸は出来ません。
- 3) このマニュアルは、平成30年2月1日から施行します。

※問い合わせ先

1) 栃木市産業振興部藤岡産業振興課

〒323-1192 栃木市藤岡町藤岡1022-5

Tel 0282-62-0906

Fax 0282-62-0918

E-mail [f-sangyou@city.tochigi.lg.jp](mailto:f-sangyou@city.tochigi.lg.jp)

2) 「道の駅みかも」

〒323-1107 栃木市藤岡町大田和678

Tel 0282-62-0990

Fax 0282-61-1157

E-mail [mikamo@proteck.co.jp](mailto:mikamo@proteck.co.jp)

## 道の駅みかも亭市民ギャラリー仕様

### 設備内容

ピクチャーレール（許容荷重15kg）

稼働フック、ハンガー

パネル(W1200mm×H1800mm) 5枚連結済み

両面利用可

ワイヤーフック

スポットライト

机 2脚

テーブルクロス

ベルトポールパーテーション 6本

足場台

注水ガイドサイン 2個

水を入れて安定させます。

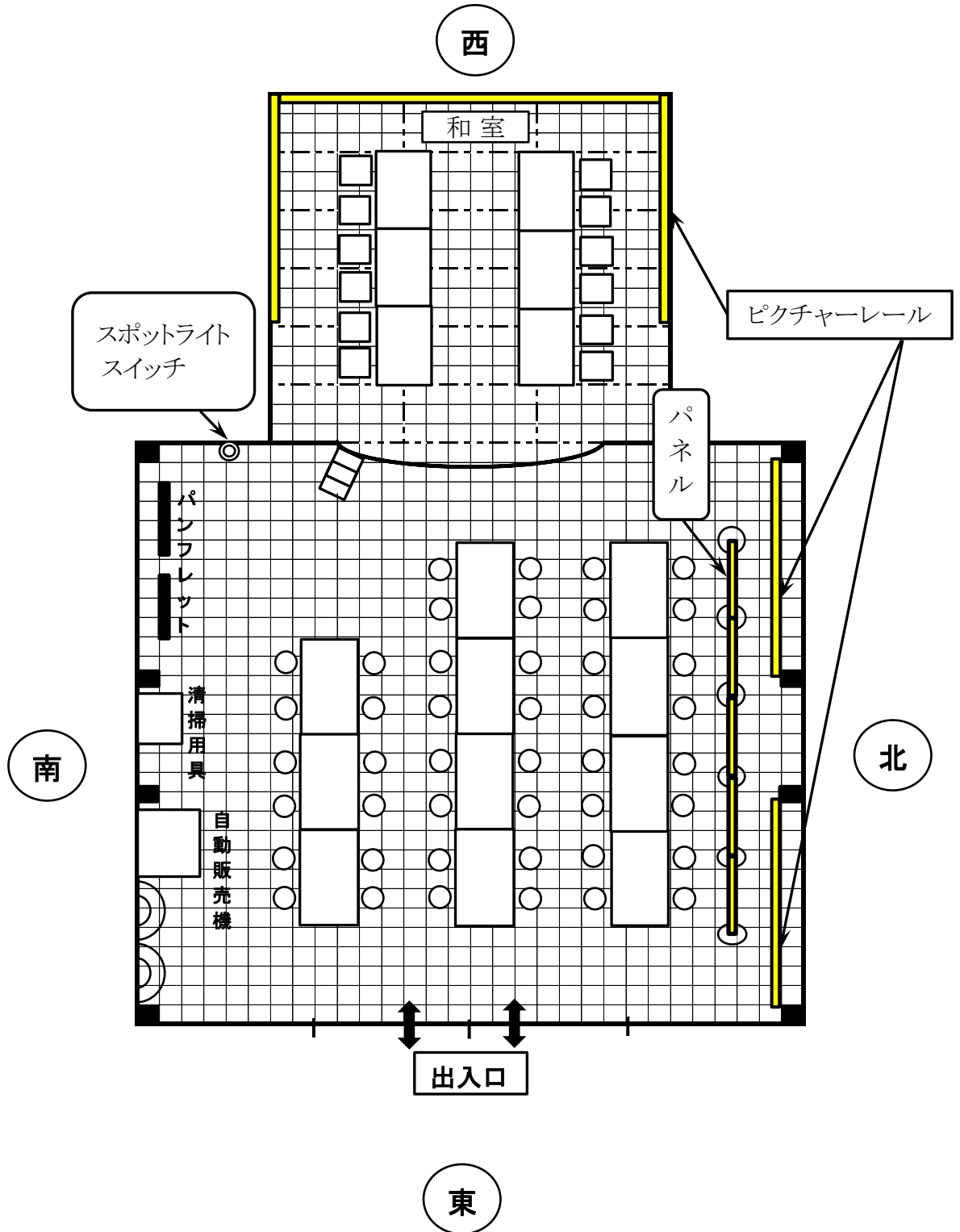
展示名などを表示 面板両面 縦725mm×横250mm A4縦2枚を推奨

※面板には直接書かないでください。

展示名などを表示した用紙を貼ります。

（はがした後、テープなどが残らないようにしましょう）

道の駅みかも亭市民ギャラリー平面図



### 道の駅みかも亭市民ギャラリー利用登録申請書 (団体・個人)

いずれかを○で囲む

道の駅みかも条例及び道の駅みかも亭市民ギャラリー利用マニュアルに同意のうえ、道の駅みかも亭市民ギャラリーの利用登録を申請します。

連 絡 先	団 体	住 所	〒
		フリガナ 団体名	
		代表者氏名	
	個 人	利用責任者 氏 名 電話番号	
		住 所	〒
		フリガナ 氏 名 電話番号	
作品の種類 (○で囲む)		絵画 ・ 写真 ・ 書 ・ 絵手紙 手芸作品 ・ 陶芸 ・ 日光彫 その他 ( )	
その他参考事項			

※記入いただいた個人情報、道の駅みかも亭市民ギャラリーの利用業務にのみ使用いたします。

#### 「栃木市」記入欄

申請書受理日	登録の可否、登録番号
年 月 日	可 (番号: ) 否 (理由: )



※電話予約は済んでいますか？ ( はい ・ いいえ )

道の駅みかも亭市民ギャラリー利用申込書 (団体・個人)

いずれかを○で囲む

道の駅みかも条例及び道の駅みかも亭市民ギャラリー利用マニュアルに同意のうえ、道の駅みかも亭市民ギャラリーの利用を申し込みます。

連 絡 先	団 体	住所	〒	登録番号	
		フリガナ 団体名			
		代表者氏名		該 当 す る 番 号 を ○ で 囲 む	※下記以外は登録番号が必要です。 1 国県市町教委 2 学校、幼保 3 市内自治会 4 市文化活動協議会所属 5 1～4を含む団体 6 栃木市(教委)後援
		利用責任者 氏名 電話番号			
	個 人	住所	〒		
		フリガナ			
氏名 電話番号					
利用期間 (搬入から搬出まで)		年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )			
作品の種類 (○で囲む)		絵画 ・ 写真 ・ 書 ・ 絵手紙 手芸作品 ・ 陶芸 ・ 日光彫 その他 ( )			
その他参考事項 (展示会名など) (アピールなど) (イベントなど)					

※記入いただいた個人情報、道の駅みかも亭市民ギャラリーの利用業務にのみ使用いたします。なお、アンケートにお答えいただく場合があります。

「道の駅みかも」記入欄

利用申込書受理日	搬出時確認 (異常の有無)
年 月 日	無 ・ 有 ( )

○道の駅みかも条例

平成26年12月18日

条例第61号

改正 平成29年3月23日条例第5号

道の駅みかも条例（平成22年栃木市条例第181号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 栃木市の農畜産物及び地域特産品の紹介及び販売並びに地域情報の発信を行い、都市と農村の交流を促進するとともに、産業の振興及び地域の活性化を図るため、道の駅を設置する。

（名称及び位置）

第2条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 道の駅みかも

位置 栃木市藤岡町大田和678番地

（施設）

第3条 道の駅みかも（以下「道の駅」という。）は、次に掲げる施設その他の当該施設に付帯する施設及び設備をもって構成する。

- (1) 農産物直売室
- (2) 農産物加工・販売室
- (3) 地域食材供給室
- (4) 物産館
- (5) 休憩施設
- (6) イベント広場
- (7) 駐車場

平成30年2月現在、休館日はありません。

（開館時間及び休館日）

第4条 前条各号に規定する施設（駐車場を除く。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとし、休館日は次のとおりとする。

- (1) 1月1日
- (2) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日

2 市長は、必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。

（職員）

第5条 道の駅に管理事務所を置き、必要な職員を置く。

（管理及び運営）

第6条 市長は、道の駅を常に良好な状態に管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運営しなければならない。

(利用の申請及び承認)

第7条 道の駅を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、承認を受けなければならない。承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認に必要な条件を付することができる。

(平29条例5・一部改正)

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設及び付属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他管理運営上支障があると認められるとき。

(平29条例5・一部改正)

(特別の設備等の承認)

第9条 利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用する場合に生じる費用は、利用者の負担とする。

(平29条例5・一部改正)

(利用承認の取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又はその承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用承認の条件又は指示に従わないとき。
- (3) 偽りその他の不正行為により利用承認を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理運営上支障があると認めるとき。

2 前項の規定による処分によって利用者が損害を受けても、市は、その責めを負わない。

(平29条例5・一部改正)

(使用料)

第11条 農産物直売室、農産物加工・販売室、地域食材供給室又は物産館の利用者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項に掲げる施設以外を物品販売の目的で利用する者は、使用料を納付しなければならない。

3 前2項に規定する使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、その利用が終了したとき又は第10条の規定により利用を取り消されたときは、自己の費用をもって原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長が利用者に代わって原状に回復するものとする。この場合において、利用者は、その経費を負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 施設及び附属設備器具を破損又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、道の駅の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に道の駅の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 前条の規定により指定管理者に道の駅の管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 道の駅の利用に係る事務に関する業務
- (2) 道の駅の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 道の駅の運営に関し必要な業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

2 前条の規定により指定管理者に道の駅の管理を行わせる場合は、第4条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同条第1項に規定する開館時間及び休館日を変更することができる。

3 前条の規定により指定管理者に道の駅の管理を行わせる場合における第6条から第10条まで及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に道の駅の管理を行わなければならない。

(利用料金の収受)

第18条 市長は、第15条の規定により、指定管理者に道の駅の管理を行わせる場合において適当と認めるときは、道の駅の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める使用料の金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 利用料金を指定管理者に収受させる場合における第11条及び第12条の規定の適用については、

これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例による改正前の道の駅みかも条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成29年条例第5号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされている公の施設の利用許可は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定によりなされた公の施設の利用承認とみなす。

別表（第11条関係）

施設区分	販売品目	会員区分	使用料
農産物直売室	農産物・農産物加工品 等	1号会員	販売額の15%
農産物加工・販売室		2号会員	販売額の16%
地域食材供給室		3号会員	販売額の20%
物産館	その他	1号～3号会員	販売額の40%以内で市長が別に定める額
イベント広場 駐車場 その他の施設	—	—	1平方メートルにつき日額1,000円。ただし、市が指定した区画にあっては、1区画につき日額5,000円

備考

- 1 「1号会員」とは、合併前の藤岡町の区域に住所を有する者をいう。
- 2 「2号会員」とは、下野農業協同組合員及び市内に住所を有する1号会員以外の者をいう。
- 3 「3号会員」とは、1号会員及び2号会員以外の者をいう。

○道の駅みかも条例施行規則

平成22年3月29日

規則第170号

改正 平成27年3月23日規則第16号

平成29年3月29日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、道の駅みかも条例（平成26年栃木市条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平27規則16・一部改正)

(利用の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定により道の駅みかも（以下「道の駅」という。）の利用承認を受けようとする者は、道の駅みかも利用承認申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の道の駅みかも利用承認申請書の提出期限は利用しようとする日の14日前とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(平27規則16・旧第4条繰上・一部改正、平29規則18・一部改正)

(利用の承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、その利用を承認する。

2 前項の規定により利用の承認をしたときは、市長は、申請者に対し道の駅みかも利用（変更）承認書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(平27規則16・旧第5条繰上・一部改正、平29規則18・一部改正)

(利用の変更及び取消しの申請)

第4条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該承認を受けた事項を変更し、又は利用を取り消そうとするときは、利用承認書を添えて、道の駅みかも利用変更（取消）申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、変更又は取消しをしようとする利用日の7日前までに提出するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

3 市長は、利用者からの申請により利用承認の変更又は取消しをしたときは、道の駅みかも利用変更（取消）通知書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(平27規則16・旧第6条繰上・一部改正、平29規則18・一部改正)

(特別の設備等の承認)

第5条 条例第9条第1項に規定する特別の設備等の承認を受けようとする者は、第2条の規定による利用承認申請の際、その内容を記載した仕様書を市長に提出しなければならない。

(平27規則16・旧第7条繰上・一部改正、平29規則18・一部改正)

(利用承認の取消し)

第6条 市長は、条例第10条第1項の規定により利用承認を取り消したときは、当該利用者に対し道の駅みかも利用承認取消通知書（別記様式第5号）を交付するものとする。

(平27規則16・旧第8条繰上・一部改正、平29規則18・一部改正)

(使用料の納付期限)

第7条 条例第11条に規定する使用料の納付については、次のとおりとする。

- (1) 条例第11条第1項に規定する使用料は、毎月末日に清算し、翌月末までに納付する。
- (2) 条例第11条第2項に規定する使用料は、利用承認を受けた際に納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別な理由があると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。

(平27規則16・旧第9条繰上・一部改正、平29規則18・一部改正)

(遵守事項)

第8条 道の駅内においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設及び設備並びに備品を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 許可を受けずに、火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに、物品等の販売又は寄附金の募集を行わないこと。
- (4) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (5) 騒音、怒声又は暴力等で他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、管理上職員が行う指示に従うこと。

(平27規則16・旧第10条繰上)

(指定管理者)

第9条 条例第15条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第2条から第7条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(平27規則16・追加)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、道の駅の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(平27規則16・旧第11条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の藤岡町道の駅みかも設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年藤岡町規則第10号）又は藤岡町道の駅みかも野外ステージ使用規程（平成18年藤

岡町訓令第17号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成27年規則第16号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。



## 道の駅みかも亭市民ギャラリー利用マニュアル

### 質疑応答集

Q 1 利用登録申請書や利用申込書は郵送、FAXやメール添付でも可能ですか？

A 1 必要事項が記入してあれば、郵送、FAXやメール添付でも受け付けます。  
なお、FAXの場合は送信したことを電話連絡いただければ受信確認できます。

※利用登録申請書は、「栃木市藤岡産業振興課」（藤岡総合支所内）へ提出してください。

利用申込書は、「道の駅みかも」へ提出してください。

Q 2 利用登録申請書や利用申込書に押印は必要ですか？

A 2 必要ありません。

Q 3 利用登録申請書や利用申込書に提出日の記入はしなくてもいいんですか？

A 3 受理した日を利用登録申請書は栃木市藤岡産業振興課で、利用申込書は道の駅みかもで記入します。

#### ※問い合わせ先

1) 栃木市産業振興部藤岡産業振興課

〒323-1192 栃木市藤岡町藤岡1022-5

Tel 0282-62-0906

Fax 0282-62-0918

E-mail [f-sangyou@city.tochigi.lg.jp](mailto:f-sangyou@city.tochigi.lg.jp)

2) 「道の駅みかも」

〒323-1107 栃木市藤岡町大田和678

Tel 0282-62-0990

Fax 0282-61-1157

E-mail [mikamo@proteck.co.jp](mailto:mikamo@proteck.co.jp)